

議案第 88 号

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正について

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めます。

令和 8 年 9 月 4 日提出

佐野市長 金 子 裕

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 17 年佐野市条例第 54 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表災害応急作業等手当の項中「2,160 円」を「2,880 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第 2 条の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

理 由

災害応急作業等手当の支給額を改めるため本条例を改正したいので提案するものです。

議案第 88 号参考資料

佐野市職員の特殊勤務手当に関する条例の改正案 新旧対照表

現 行			改 正 案		
(外国勤務手当以外の特殊勤務手当の種類等)			(外国勤務手当以外の特殊勤務手当の種類等)		
第2条 次条に定める外国勤務手当以外の特殊勤務手当の種類、適用職務及び支給額は、次のとおりとする。			第2条 次条に定める外国勤務手当以外の特殊勤務手当の種類、適用職務及び支給額は、次のとおりとする。		
区分	適用職務	支給額	区分	適用職務	支給額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
災害応急作業等手当	異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う市規則で定める作業	日額 <u>2,160円</u> 以内で市規則で定める額	災害応急作業等手当	異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある箇所又はその周辺において行う市規則で定める作業	日額 <u>2,880円</u> 以内で市規則で定める額
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)